

8 公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター



1 基本情報

所在地	仙台市青葉区上杉5丁目1-12 後藤コーポ107号			出資等の状況	第1位	各生活衛生同業組合	4,000 千円 (47.6%)
代表者	理事長 佐藤 勘三郎	設立	昭和55年7月1日		第2位	(公財)宮城県生活衛生営業指導センター	2,400 千円 (28.6%)
電話	022-343-8763	ファックス	022-343-8764		第3位	宮城県	2,000 千円 (23.8%)
団体分類	自立支援団体	県主務課	環境生活部 食と暮らしの安全推進課		第4位		千円 ()
県出資額・割合	2,000 千円 (23.8%)	ホームページ	https://www.seiei.or.jp/miyagi/		第5位		千円 ()
設立目的(定款等)	宮城県における生活衛生関係営業(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第2条第1項各号に掲げる営業をいう。)の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。				その他		千円 ()
					出資等総額	8,400 千円	

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
事業1	生衛業振興等事業	23,573 (80.9%)	39,288 (87.8%)	22,642 (80.1%)	生衛業の振興を図るため指導センター相談指導事業、情報化整備事業、クリーニング師研修事業等
事業2	生衛業振興対策事業	4,668 (16.0%)	4,603 (10.3%)	4,677 (16.6%)	生衛業振興・需要開拓・後継者育成等事業
事業3	表彰事業	897 (3.1%)	850 (1.9%)	931 (3.3%)	生活衛生関係者の表彰
その他の事業		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
全体事業費		29,138	44,741	28,250	指定管理者

3 公社等の公益的使命と県が期待する役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)は、その多くが中小零細で経営基盤がぜい弱であることに加え、経営者の高齢化、後継者難等により経営環境は年々厳しさを増している。 当センターは、これら生衛業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的としている。	生活衛生営業指導センターは、県が目指す生活衛生関係営業の適正化に沿って、傘下12の生活衛生同業組合の振興と衛生水準の向上に資する事業を行っている。 県内の生活衛生営業者に対する相談指導等を行うなど、県の衛生水準の向上における営業指導センターの役割は大きく、傘下組合の振興を通じ、自立した団体として運営が図られることを期待する。

4 評価

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 上記3への対応	社会経済活動に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルスが、令和5年5月から感染症法上の5類に変更され、景気回復を期待したが、足下では物価・原材料高や人手不足の問題など、生衛業者にとっては極めて厳しい状況が続いた。国、県や日本政策金融公庫などの関係機関と連携し、融資、後継者育成支援、自主衛生管理体制など広範な支援に取り組んだ。	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応に加え、物価・原材料の高騰や人手不足などの社会環境の変化の影響を受ける中、経営・融資相談の実施や県と連携しながら支援金を支給し、事業の継続支援を行ったことは、団体の使命、目的に従って生活衛生営業者に寄り添った事業展開を行っているものと評価している。今後も社会情勢等の変化に注視していきながら積極的かつ効果的な事業展開を期待する。	
ロ 組織運営の健全性 ※1	法令や公益法人制度改革の動向を注視し、諸規程等を整備するなど、組織運営に努めているほか、事業内容や財務情報等をホームページで公開している。今後とも組織運営の健全性・透明性の向上を図る。	ホームページ上での事業内容・財務情報の公開による運営の透明性の確保や諸規定の整備等の各種取組を行っていることは評価できる。今後も組織の更なる健全な運営に向け、就業規則の整備や関係する法改正への迅速な対応に取り組むことを期待する。	A
ハ 財務の健全性 ※1	当期一般正味財産増減額はプラスとなったが、事業収益が毎年減少してきており、経費の節減や受託事業の継続的な実施など、引き続き効果的で効率的な事業に努める。一方、会費収入に関しては新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、生衛事業者数及び生活衛生同業組合の組合員数ともに減少傾向にあり、これを引き上げる努力が肝要である。	令和5年度収支は黒字となっているが、事業収益は年々減収となっており、総収入の大半を補助金が占めている状況で、財政状況は依然として厳しいものである。更なる財政基盤の強化に向け、積極的かつ効果的な事業展開を期待する。	A
総合評価・今後の方向性と課題	法令を遵守し中長期を見据えた適正かつ健全な組織運営を目指す。限られた経費で最大限の効果が得られるよう、蓄積された経験、ノウハウ、ネットワーク等を活用し、相談指導の実施や情報資料の収集提供などに取り組むほか、県及び生活衛生同業組合と密に連携することにより生衛業に共通する課題を見だし、解決に向けた事業を展開することで生活衛生同業組合の基盤強化を図る。	事業者数、組合加入者の減少の影響により団体経営は容易ではないと考えられる。このような中で、組織運営・財務の健全性を確保していることは評価できる。引き続き、さらなる経営改善へ取り組むことを期待する	総合評価 A

※1 上記ロ及びハにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況 (単位:千円)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
貸借対照表	資産合計	14,403	15,521	15,610	89
	流動資産	5,786	6,904	6,993	89
	固定資産	8,617	8,617	8,617	0
	うち基本財産	8,400	8,400	8,400	0
	負債合計	1,705	2,224	1,763	△ 461
	流動負債	1,705	2,224	1,763	△ 461
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	12,698	13,298	13,847	549
	指定正味財産	8,400	8,400	8,400	0
一般正味財産	4,298	4,898	5,447	549	
正味財産増減計算書	経常収益	31,510	47,505	31,139	△ 16,366
	うち事業収益	4,158	3,754	3,360	△ 394
	経常費用	31,375	46,906	30,591	△ 16,315
	うち管理費	2,238	2,164	2,340	176
	評価損益等調整前当期経常増減額	135	599	549	△ 50
	当期経常増減額	135	599	549	△ 50
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	135	599	549	△ 50
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	135	599	549	△ 50	
県の財政的関与	補助金	26,725	43,149	27,234	△ 15,915
	委託金 ※2	258	163	163	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	26,983	43,312	27,397	△ 15,915
	総収入 ※3	31,510	47,505	31,139	△ 16,366
	総収入に対する補助金等割合	85.6%	91.2%	88.0%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	88.2%	85.7%	88.7%	3.0%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	339.4%	310.4%	396.7%	86.2%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	0.4%	1.3%	1.8%	0.5%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	7.1%	4.6%	7.5%	2.9%

7 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (6月末現在)	令和5年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤(うち県退職者)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員				
	非常勤(うち県退職者)	14 (0)	13 (0)	13 (0)	平均年齢(歳)	1名のため非公開			
職員	常勤職員(※4)	3	3	3	平均年収 (千円)	出資割合25%未満 のため非公開			
	プロパー職員	1	1	1	常勤職員(プロパー)				
	県退職者	2	2	2					
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢(歳)	1名のため非公開			
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未満 のため非公開			
	上記以外の職員(※5)	0	0	0					
障害者雇用の状況(※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)
【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

8 公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター

1 組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価				
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。	①	1		
			②周知していない。	0			
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。	①	1		
			②登用していない。	0			
	人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。	①	1			
		②行っていない。	0				
	DX推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓DXについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。	①	1			
		②設置又は配置していない。	0				
3	内部統制	必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①8項目以上整備	①	1		
			②8項目未満整備	0			
			就業規則	■			
			役員報酬規程	■			
			職務分掌規程	■			
			会計規程	■			
			契約規程	■			
			決裁規程	■			
			給与規程	■			
			退職手当規程	■			
			施設等管理規程	□			
			業務継続計画（BCP）	□			
			実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。		2	0
				②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。		1	
③公認会計士・税理士による関与はない。	①						
組織内の業務監査体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓組織内の業務監査体制の整備の有無	①整備している。	①	1				
	②整備していない。	0					

No.	項目	評価内容	評価		
3	内部統制	適切に情報公開を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる資料の団体ホームページにおける公開状況	①下記のうち、6項目以上（会社法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	②	2
		②下記のうち、6項目未満（会社法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1		
③ホームページで公開していない。	0				
定款（寄附行為）	■				
役員等名簿	■				
事業計画書	■				
収支予算書	■				
事業（営業）報告書	■				
収支計算書	■				
貸借対照表	■				
損益計算書（正味財産増減計算書）	■				
財産目録	■				
キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□				
役員の報酬・退職金に関する規定	■				
コンプライアンスに関する取組を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる取組の実施状況	①3項目以上実施している。	②	2		
	②1～2項目実施している。	1			
	③実施していない。	0			
	○コンプライアンスに関する規程を整備している。	□			
	○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。	■			
	○職員に対する啓発等研修の場を設定している。	■			
	○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。	□			
	○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を実施している。	■			
合計（12点満点）				10	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
法令や公益法人制度改革の動向に注視し、諸規程等を整備するなど、組織運営に努めているほか、事業内容や財務情報等をホームページで公開している。今後とも組織運営の健全性・透明性の向上を図る。	ホームページ上での事業内容・財務情報の公開による運営の透明性の確保や諸規定の整備等の各種取組を行っていることは評価できる。今後も組織の更なる健全な運営に向け、就業規則の整備や関係する法改正への迅速な対応に取り組むことを期待する。	A

＜参考指標＞

合計点が
9～12点の場合：A（概ね良好）
6～8点の場合：B（改善の余地あり）
3～5点の場合：C（改善措置が必要）
0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）

2 財務の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価	
1	採算性 経常的な活動は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：経常増減額 ✓損益計算書：経常損益 ✓収支計算書：事業収入-(事業費+管理費)	①3期連続黒字（増加）	③	3
		②当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2	
		③当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1	
		④3期連続赤字（減少）	0	
	事業活動全体は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：正味財産増減額 ✓損益計算書：純利益（損失） ✓収支計算書：収支差額	①3期連続黒字（増加）	③	3
		②当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2	
③当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）		1		
④3期連続赤字（減少）		0		
累積欠損金はないか。 〔指標〕 ✓公益法人会計：正味財産合計-出資等合計 ✓企業会計：利益剰余金	①当期≥0（累積欠損金なし）	②	2	
	②当期<0（累積欠損金あり）	0		
2	安全性 財務は安定しているか。 〔指標〕 正味財産(自己資本)比率の状況 ✓正味財産合計（純資産）÷資産合計×100	①当期≥30%	②	2
		②当期<30%	0	
	借入金に依存していないか。 〔指標〕 借入金依存度の状況 ✓（短期借入金+長期借入金）÷資産合計×100	①当期≤正味財産（自己資本）比率、借入金なし	①	1
		②当期>正味財産（自己資本）比率	0	
	十分な支払能力を維持しているか。 〔指標〕 流動比率の状況 ✓流動資産÷流動負債×100	①当期≥100%	①	1
		②当期<100%	0	
合計（12点満点）				12

団体による自己評価 （概況、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
<p>当期一般正味財産増減額はプラスとなったが、事業収益が毎年減少してきており、経費の節減や受託事業の継続的な実施など、引き続き効果的で効率的な事業実施に努める。</p> <p>一方、会費収入に関しては新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、生衛事業者数及び生活衛生同業組合の組合員数ともに減少傾向にあり、これを引き上げる努力が肝要である。</p>	<p>令和5年度収支は黒字となっているが、事業収益は年々減収となっており、総収入の大半を補助金が占めている状況で、財政状況は依然として厳しいものである。更なる財政基盤の強化に向け、積極的かつ効果的な事業展開を期待する。</p>	A

＜参考指標＞
合計点が 10～12点の場合：A（概ね良好） 6～9点の場合：B（改善の余地あり） 3～5点の場合：C（改善措置が必要） 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）